

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第三十六号

##### 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年広島県規則第五十五号)の

一部を次のように改正する。

別記様式第一号(第三面)を次のように改める。



別記様式第七号(第二面)を次のように改める。



別記様式第十八号（第二面）を次のように改める。



別記様式第二十号（裏）を次のように改める。

(裏)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。



(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第二条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号 (裏面) 中

「 2 未成年後見人の氏名欄は、父母のない児童が申請する場合に使用し、必ず未成年後見人が直筆で署名し、押印してください。」を

「 2 未成年後見人の氏名欄は、父母のない児童が申請する場合に使用し、必ず未成年後見人が直筆で署名し、押印してください。  
なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。」に

改める。

別記様式第九号注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 未成年後見人が法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。

別記様式第十三号注3、別記様式第十四号注2、別記様式第十五号注2、別記様式第二十号注2及び別記様式第二十一号注2中「押印すること。」の次に「なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。」を加える。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第三条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号の十一中

氏名	
住所	を

氏名 (法人の名称及び代表者氏名)	いぬいぬ。
住所 (主たる事務所の所在地)	いぬいぬ。

別記様式第七号その1中

「	保護者の住所	氏名	「
4	保護者の住所	を	4
	氏名		(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名)
」			」

別記様式第七号その2中

「 保護者の住所  
氏名  
」  
4 保護者の住所 氏名 を 4 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名) に改める。  
「 保護者の住所  
氏名  
」

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第四条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。  
第八条第二項中「連署」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者が連署)」を加える。

第十五条第一項第七号中「住所」の下に「(保証人である未成年後見人が法人である場合にあつては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)」を加える。

(広島県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第五条 広島県理学療法士等修学資金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。  
第七条第二項中「連署」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者が連署)」を加える。

第十五条第一項第六号中「住所」の下に「(保証人である未成年後見人が法人である場合にあつては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)」を加える。

(広島県立三次看護専門学校学則の一部改正)

第六条 広島県立三次看護専門学校学則(昭和五十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。  
この場合において、第一項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。  
第十四条中「氏名」の下に「(保証人である未成年後見人が法人である場合にあつては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)」を加える。

別記様式第三号注を次のように改める。

注 1 未成年後見人である法人が保証人となる場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。

(広島県獣医師修学資金貸付規則の一部改正)

第七条 広島県獣医師修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。

第六条第二項第二号中「連署」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者が連署)」を加える。

第十七条の表九の項中「住所」の下に「(保証人である未成年後見人が法人である場合にあつては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)」を加える。

(広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正)

第八条 広島県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。  
第七条第二項中「連署」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者が連署)」を加える。

第十七条第一項第十一号中「住所」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)」を加える。

(広島県立職業能力開発校規則の一部改正)

第九条 広島県立職業能力開発校規則(昭和四十四年広島県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「営むことができなくなつたとき」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その法人が解散したとき)」を、「連署」の下に「(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。この場合において、同項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。

別記様式第一号注4及び別記様式第二号注2中「校長が認める者とする。」の次に「なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

別記様式第四号注1、別記様式第五号注1、別記様式第六号注1及び別記様式第七号注1中「記入すること。」の次に「なお、保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

(広島障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第十条 広島障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「営むことができなくなったとき」の下に「（保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その法人が解散したとき）」を、「連署」の下に「（保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。

この場合において、同項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。別記様式第一号注5及び別記様式第三号注2中「校章が認めらる」とする。」の次に「なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

別記様式第四号注1、別記様式第六号注1及び別記様式第七号注1中「記入すること。

」の次に「なお、保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

（広島県立技術短期大学校規則の一部改正）

第十一条 広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「営むことができなくなったとき」の下に「（保証人である未成年後見人が法人であるときは、その法人が解散したとき）」を、「連署」の下に「（保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。この場合において、同項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。

別記様式第一号注4及び別記様式第二号注2中「校章が認めらる」とする。」の次に「なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

別記様式第四号注2中「すること。」の次に「なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

別記様式第五号注1、別記様式第六号注1及び別記様式第七号注1中「記入すること。

」の次に「なお、保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。」を加える。

（広島県立農業技術大学校規則の一部改正）

第十二条 広島県立農業技術大学校規則（昭和六十年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の

次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。  
この場合において、第一項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。  
第十二条第二項中「連署」の下に「（保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。）」を加える。

別記様式第一号中

親権者、未成年後見人又はこれらの者に準じる者の氏名	を	親権者、未成年後見人又はこれらの者に準じる者の氏名又は名称
---------------------------	---	-------------------------------

に改める。

別記様式第二号注中を次のように改める。

- 2 保証人が未成年後見人である法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。

別記様式第四号注を次のように改める。

- 注 1 保証人が未成年後見人である法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第五号注を次のように改める。

- 注 1 保証人が未成年後見人である法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第六号注を次のように改める。

- 注 1 保証人が未成年後見人である法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「住民票の写し」の下に「（法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員住民票の写し）」を加える。

第二十条第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）」を加える。

第二十五条第六項中「住民票」の下に「の写し（法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員住民票の写し）」を加える。

別記様式第六号（裏面）中

法定代理人の氏名
法定代理人の住所

セ

法定代理人の氏名
法定代理人の住所
代理人の氏名
代理人の住所
代理人の所在地

シヨクシヨク。

別記様式録十七のイ 中

法定代理人の氏名
法定代理人の住所

セ

法定代理人の氏名
法定代理人の住所
代理人の氏名
代理人の住所
代理人の所在地

シヨクシヨク。

別記様式録十八のイ 中

「 10 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

セ

「 10 申請者が未成年者である場合にはその法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

シヨクシヨク。

別記様式録十七のイ 中

承継前の事業者
住所
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

セ

承継前の事業者の住所及び氏名
住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

シ

(承継人が未成年者の場合) 法定代理人の氏名及び住所
氏名
住所

セ

(承継人が未成年者の場合) 法定代理人氏名及び住所 法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
氏名
住所

シヨクシヨク。

別記様式録十八のイ 中

譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	住	所
	氏	名

を

譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)	住	所
	氏	名

に

(申請者が未成年者の場合)法定代理人の氏名及び住所	住	所
	氏	名

を

(申請者が未成年者の場合)法定代理人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)	住	所
	氏	名

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則により改正後の各規則の様式により作成された様式とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。